

No.

Date

自転車用

ヘルメットの購入を応援します！

自転車ヘルメットかぶっていますか？

令和5年4月1日より自転車に乗るときのヘルメットの着用が努力義務化となりました。

自転車での交通事故で亡くなった方の約6割が頭に致命傷を負っています。

事故のダメージを軽減するためには頭を守ることが大切です！
自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。



自転車ヘルメット購入費用に最大4,000円相当のポイント還元！

警察庁が9月に公表したヘルメット着用率の調査結果では、兵庫県の着用率は6.2%で、全国平均13.5%を大きく下回っています。

そこで自転車ヘルメットの着用促進に向けて、県による「**自転車ヘルメット購入応援事業**」が始まります。

【申請期間】

令和5年12月1日から
令和6年3月中旬まで
※期間内でも県の予算に到達次第終了
令和5年10月3日以降に購入したものが対象となります。

【対象者・対象ヘルメット】

住所地在兵庫県内で以下に当てはまる方
・65歳以上
・1～18歳までの子と親(親は1人分)
・19歳～29歳までの大学生や専門学生
安全基準を満たした新品の自転車乗車用ヘルメットが対象

【申請方法】

兵庫県の電子申請システムでの申請
インターネット環境がない方や申請に不安がある方は市役所の生活安全課で代理入力を受け付けます。
詳しくは裏面をご覧ください。

【給付額・給付方法】

(給付額)
ヘルメット1個につき上限4,000円分
1,000円未満は切り捨て

(給付方法)
キャッシュレス決済ポイントやQUOカードによる還元

詳しくはこちらへお問い合わせを！

自転車ヘルメット購入応援コールセンター

電話：0120-134-076 9時～17時30分まで（年末年始を除く土日祝日も対応）

No. _____

Date _____

電子申請の方法

専用webサイトでのオンライン申請となります

 <https://safetylife.pref.hyogo.lg.jp>



兵庫県専用webサイト

〈必要なもの〉

(すべての方)

- ヘルメット全体の写真
- ヘルメットの安全基準を満たすマークの写真
- 領収書またはレシート、通信販売の購入履歴等(令和5年10月3日以降のもの)
- 住所と顔写真入りの本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)
顔写真のないものは2点(保険証・年金手帳など)

(大学・専門学校生の場合)

- 学生証、生徒手帳など

(子育て世代の場合) ※子育て世代の申請は1世帯1回のみ

- 親子関係が証明できるもの(医療費受給者証・母子手帳など子どもの人数分)

安全基準を満たしたヘルメットが対象です！

これらのマークがついているかご確認ください。



SGマーク



JCFマーク



CEマーク
EN1078と記載されたもの



GSマーク



CPSCマーク
1203と記載されたもの

電子申請のお手伝いをします！

インターネット環境がない方や申請に不安がある方は市役所で代理入力を受け付けます。

※代理入力の場合、QUOカードによる還元となります。

※提出していただいた入力支援様式の受付順に専用タブレットにて代理入力を行うため、ご自身で申請いただく場合に比べ、お時間を要します。そのため、申請期間内でも兵庫県の予算に到達した場合、申請が通らない可能性があります。

〈受付期間〉

令和5年12月1日から令和6年3月中旬まで ※兵庫県の予算に到達次第終了

〈受付場所〉

尼崎市役所本庁舎中館8階 生活安全課 (電話:06-6489-6502)

9時から17時まで(土日祝日・年末年始を除く)

〈必要なもの〉

- ヘルメット現物
- 領収書またはレシート、通信販売の購入履歴等(令和5年10月3日以降のもの)
- 住所と顔写真入りの本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)
顔写真のないものは2点(保険証や年金手帳など)
- 大学・専門学校生、子育て世代の場合に必要な書類